

持続可能な魅力ある田園地域創出事業 企画運營業務委託仕様書

1 業務委託の名称

持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運營業務

2 委託事業の目的

持続可能な魅力ある田園地域（「世界が憧れる田園」）を創るため、地域の特色・資源を活用したボトムアップによる①地域のビジョン作成および②生業創出のための実証実験を支援し、地域の求心力向上と生業の創出を目指すもの

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の内容

県が選定した支援対象者に対して、そのビジョン作成及び実証実験の伴走支援を行うこと。

<文言の定義>

世界が憧れる田園地域：下記の特性を兼ね備え、国内外からの関係人口が集う田園地域

特性1：美しい景観があり、文化、歴史、習わしなど地域ならではのストーリーの

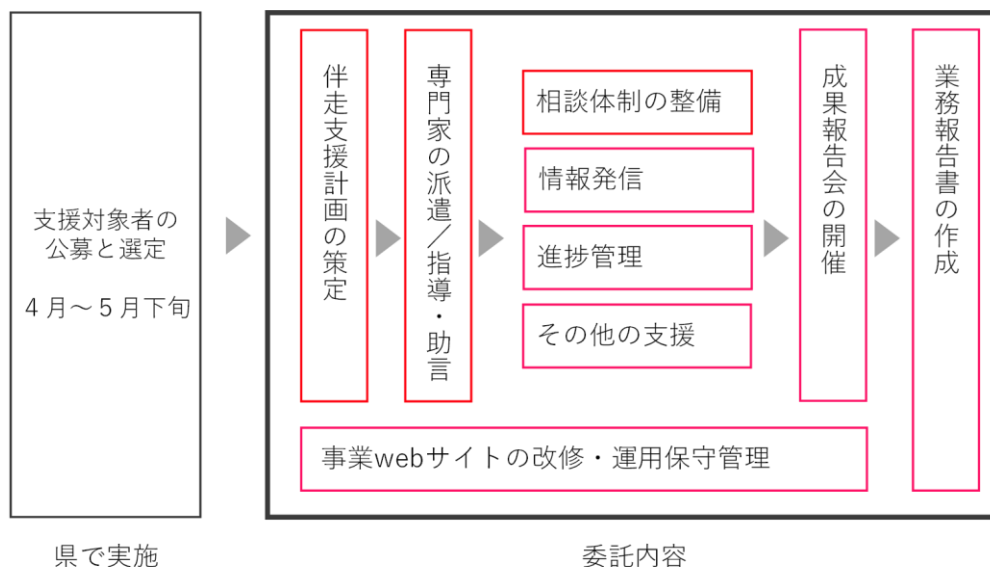
魅力に興味関心を持った人が地域を訪れて体験し、深く実感できる場所

特性2：人と自然が共生し、地域の求心力とその時代に合った生業（なりわい）が

新たに生み出されていく場所

ビジョン：地域が目指す将来像を言語化したもの。地域の特色・資源を活かして、国内外から人を惹きつけるための方向性と活動方針を明示したもの。

<事業フロー図>



<県において公募・選定する支援対象者の類型>

ア ビジョン作成支援コース：地域単位での魅力ある田園地域づくりにつながる求心力の向上と生業創出に向けたビジョンを作るコース

【申請要件】・「世界が憧れる田園地域」を目指すこと。

- ・県外からの関係人口や地元企業など多様な主体が関わること。
- ・支援対象者の年齢構成に偏りが無いこと。

【選定上限数】 2 支援対象者

イ 実証実験支援コース：地域資源等を活用した持続可能な事業（生業）を創出する実証実験を行うコース

【申請要件】・地域づくりのビジョンに基づき、「世界が憧れる田園地域」を目指すこと。

- ・持続可能な事業を目指すこと。
- ・関係市町村との連携を図ること。

【選定上限数】 2 支援対象者

(1) 支援対象者に対する伴走支援の実施

ア 指導・助言等の実施

県が選定した支援対象者に対し、現在の課題・目標等のヒアリングを実施し、支援対象者別に伴走支援計画を策定すること。

策定した伴走支援計画に基づき、実情に合った指導・助言を実施するために専門家を派遣すること。

企画提案にあたって、派遣を想定する専門家の具体的な名前と想定する指導・助言の内容を提案するとともに、その専門家の了承を得ておくこと。

専門家の派遣頻度は、1 支援対象者につき、少なくとも月 2 回程度（各 2 時間程度）とし、適切な頻度を提案すること。

受託者が特定の分野において、専門家として指導・助言することは妨げない。

受託者は、伴走支援事務局として随時、支援対象者の相談に応じることとし、実施体制を体制図（任意様式）により提示すること。

なお、派遣する専門家の謝礼・旅費等の費用については受託者が負担すること。

<参考：県が想定する専門家の分野と指導・助言内容>

(ア) ビジョン作成型

専門分野（例）	指導・助言内容（例）
ファシリテーション	円滑な話し合いの運営、合意形成補助
地域コンサルティング	地域の強みと弱みの分析、実行性の検証
ファイナンス	補助金の申請方法、クラウドファンディングの実施方法

(イ) 実証実験型

専門分野 (例)	指導・助言内容 (例)
戦略コンサルティング	事業計画の課題抽出、戦略立案・改善
デザイン	プロダクトデザイン、クリエイティブ制作
マーケティング	市場調査、ブランディング、販路拡大
ファイナンス	融資の獲得、収益性の向上

イ 指導・助言等のフォローアップ

指導・助言内容のフォローアップを適宜実施すること。

ウ 相談体制の整備

支援対象者からの相談事項に対応できる体制を整備すること。

エ その他の支援

その他、支援対象者向けのセミナーの実施等、支援対象者のモチベーションの向上や成長に資するような内容があれば、積極的に提案すること。

(2) 情報発信

「世界が憧れる田園地域」を目指す取組みの内容を県内に横展開していくため、事業 WEB サイトおよびその他の媒体により、支援対象者の取組み内容を周知すること。周知する内容には、令和8年度支援対象者の活動および令和7年度と令和6年度の支援対象者の現況報告を含むものとする。その周知方法と発信頻度について提案すること。

また、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

県内の地域づくりに関心がある個人・団体等に支援対象者の取組みを広く周知するため、成果報告会を開催することとし、その方法を提案すること。

※事業 WEB サイトでの情報発信を行う際は、県が別に保守管理業務を委託している事業者との連絡調整・業務提携等が必要となるため、その分も経費として見込むこと。

【事業 WEB サイトの URL】

<https://denen-toyama.jp/index.html>

(3) 進捗管理

ア 定期的に支援対象者の活動について進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより委託期間内に活動を終了させること。

イ 県に対して2週間に1回程度の定期報告のほか、事業全体について県から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

5 納入成果物

(1) 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

ア 県との打合せ、定期報告、選定委員会の実施の際に作成した資料等の電子データ

- イ 本事業にかかる情報発信の際に発生した成果物（動画、画像、テキストデータを含む）
- ウ 業務報告書

事業全体の報告書を提出すること。業務報告書には、支援対象者の事業開始時の課題、実施した指導・助言の内容及び成果、支援対象者における今後の課題なども記載すること。

報告書は1部（簡易製本）、電子データ1式とする。

- (2) 納入期限

令和9年3月31日

- (3) 納入場所

富山県知事政策局企画室成長戦略課

6 留意事項

- (1) 受託者（実施体制に加わる事業者等を含む）は、支援対象者として応募ができないものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、県内の市町村や自治振興会等の地縁団体、まちづくり団体等と積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。
- (3) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報の本業務以外で利用しないこと。
- (4) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (6) その他、委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議をすること。